

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和元年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 335,000 千円

（歳出）

社会保障4経費その社会保障施策に要する経費 2,319,026 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	601,897	390,005			47,889	164,003
	重度心身障害者等医療費支給事業費	91,710	34,241		2	12,988	44,479
	後期高齢者医療事業費	490,090	69,804		7,256	93,348	319,682
	子育て支援医療費支給事業	97,809	14,610			18,804	64,395
	児童手当支給費	310,141	263,000			10,654	36,487
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	16,579	7,440			2,065	7,074
社会保険	介護保険事業（繰出金）	483,788	26,854			103,271	353,663
保健衛生	母子保健事業	24,156	2,285			4,943	16,928
	保健事業	104,900	1,341		2,326	22,880	78,353
	予防接種費	97,956	17,617			18,157	62,182
合 計		2,319,026	827,197	0	9,584	335,000	1,147,245

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。